

北広島市子どもの権利条例素案

すべての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でたった一人のかけがえのない 存在とし
て、幸せに生きる権利をもっています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にし
てきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。

また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ合い、自信とほこり
をもって生きることが大切です。

この経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身につけ、責任をもって行動
できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもをあらゆる差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受けと
め、子どもの最善の利益のために、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人とともに北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点
を大切にしておつくれたまちはすべての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、責任ある社
会の一員として尊重され、大人とともに北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることにほこりをもっています。平和を誓うまち北広島
市において、子どもは将来へ向けて社会を築いて行く未来への希望であり、平和の灯りをいつまでも
絶やさないために、大切に育てていかなければなりません。そのために、大人は、子どもの身近な場
所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだり学んだりできる「居場所」をつくるよう努
力しなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまち をめざし、日本国憲法及
び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子ども権利条例を定めます。

第1章 総則

【解説】この章では、この条例全体に共通して適用される原則をまとめた内容になっています。まず
、この条例の目的、重要語句の定義、子どもの権利を保障するための市や保護者などの責務を定め
ています。また、子どもの権利に関する周知・啓発などについて定め、「子どもの権利月間」を設け
ることにより、一層の普及に努めるよう定めています。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約に基づき、市民への子どもの権利の
理解を通して、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利を保障することを目的としま
す。

【解説】

この条例は、子どもの権利の保障を目的として掲げ、その目的達成のために市民が子どもの権利に
ついて正しく理解することが重要であり、また、子どもにとって何が大切なのかを考えていくという
基本的な姿勢を述べています。

(定義)

第2条 この条例において掲げる用語は、それぞれ各号に定めるとおりとします。

- (1) 「子ども」とは、市内に居住または通学、通勤している 18 歳未満の人と、高等学校等の学び
の施設に通学する 18 歳の人をいいます。

- (2) 「保護者」とは、親及び児童福祉法に規定する里親または保護受託者、その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (3) 「市民」とは、住民票を有する人のみならず、市内で活動する人すべてをいいます。
- (4) 「育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法に規定する施設、学校教育法に規定する学校、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- (5) 「施設関係者」とは、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。

【解説】

北広島市内に住んでいる子どもには、この条例が適用されます。また、北広島市に通学・通勤しているなど、北広島市とかかわりがあるすべての子どもにも適用されます。ただし、条例の適用範囲は、北広島市内に限られます。

子どもの範囲については条約・法律・条例などによって異なりますが、__条例では、子どもが生まれてから自己形成にいたるまでの時期に着目し、かつ、同じ学びの環境において__条例の対象となる人と対象とならない人が混在することを避けるため、18歳に達した高校生も対象に加えることとしています。

市民とは、住民票を有する人のみならず、北広島市内で働く人や学ぶ人など、活動を行う人すべてを指しています。

「育ち・学ぶ施設」とは、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する施設」については児童養護施設や保育所などがあります。「学校教育法に規定する学校」については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園などがあり、「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、児童センター、公民館、図書館、体育館などを指します。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障します。

- 2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、その子どもの権利を保障します。
- 3 施設関係者は、育ち・学ぶ施設において子どもの権利を保障します。
- 4 市民は、家庭、学校、地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障します。
- 5 事業者は、雇用している子どもの権利を保障します。また、被雇用者の子どもの権利も保障します。

【解説】

子どもの権利を守るためには、子どもにかかわるすべての人々がそれぞれの立場において努力するとともに、同じ目的のもとにお互いが協力することが何よりも大切です。この条文では、子どもの権利保障を進めるにあたり、市、保護者、育ち・学ぶ施設にかかわる人々、市民・事業者などにそれぞれ責務があることを述べ、その具体的な保障内容及び方法については第2章・第3章・第4章において述べています。

(広報及び権利の普及)

第4条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、様々な方法を通して、その広報及び普及に努めます。

- 2 市は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

4 市民は、子どもの権利をよく理解し、これを広めるよう活動します。

【解説】

第1条の解説で述べているとおり、子どもの権利を守るためには、市民に幅広く子どもの権利を普及させる必要があります。すべての市民が子どもの権利条例について正しく理解をするために、市は広報やホームページによる啓発をはじめ、あらゆる場所・場面において学習する機会を設けます。

(子どもの権利月間)

第5条 子どもの権利についての関心を高め、理解を深めるために「子どもの権利月間」を設けます。

2 「子どもの権利月間」は11月とします。

3 市は、「北広島市子どもの権利月間」の趣旨にふさわしい事業を行います。

【解説】

第1条で述べた子どもの権利の普及をより一層推進するため、「北広島市子どもの権利月間」を設け、広く市民に子どもの権利についての啓発や普及を図ります。11月に設定した経緯については、1959年11月20日に「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択され、その30周年にあたる1989年11月20日に「児童の権利に関する条約」が同じく、国連総会で採択された日であるため、それに由来し「子どもの権利月間」を設けました。児童虐待防止推進月間も11月です。

第2章 子どもの権利

【解説】

この章で述べている子どもの権利は、児童の権利に関する条約に規定されている権利のうち、北広島市の子どもにとって、特に保障されなければならない権利を取り上げています。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 平和と安全な環境のもとで生活できること。
- (2) 自分の命がかげがえないものとして尊重されること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (5) どんなときも、差別や暴力、いじめを受けることなく安心して生きていくこと。

【解説】

この条は、 _____ 子どもが安心して生きることができる権利を保障するものです。

(守られる権利)

第7条 子どもは、自分が守られ、自分を守ることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れること。
- (2) あらゆる危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) 自分もっている能力に気づき、能力を伸ばすための支援を受けること。
- (5) 自分で解決できないとき、友達や大人から支援を受けること。

- (6) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (7) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (8) 権利侵害を受けたとき、支援や救済を求めることができること。

【解説】

この条は、 すべての子どもは、一人ひとりが違う存在であることを認められ、その個性が大切にされ、自分を守り、あるいは守られる権利を子どもに保障するものです。

(健やかに育つ権利)

第8条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つことができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 子どもの権利を知ること。
- (2) 遊ぶことを通して、豊かな心を育み、良好な人間関係を築くこと。
- (3) 学ぶことを通して、人間的発達をめざすこと。
- (4) 自分の能力を伸ばすため、文化・芸術、運動・スポーツ及び自然に親しむこと。
- (5) 成長に応じた主体性を身につけること。
- (6) まわりの人達の意見を参考にしながら自分の将来を決めること。
- (7) 自分の幸せな未来の実現に向けて、いろいろな情報を知ること。
- (8) ほっとできる居場所が確保されること。

【解説】

この条は、 子どもが周りの人に助けってもらったり、守ってもらったり、注意してもらったり、教えてもらったりする中で自分を豊かにし、健やかに育つことのできる権利を子どもに保障するものです。そのためには、子どもの権利を学習することは、第一義的な権利保障であることをうたっています。

(参加する権利)

第9条 子どもは、社会を構成する一員として自ら社会に参加することができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の考えを表明し、尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 参加するにあたり、年齢・成長にあわせ適切な支援を受けられること。

【解説】

この条は、 子どもが自らの意思や意見を安心して表明ことができ、社会に参画することができる権利を保障するものです。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 子どもまたはその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、思想・信条、障がいその他を理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 障がいのある子どもが、尊厳をもち、自立し、社会へ積極的に参加できること。

- (3) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学習し、表現することが尊重されること。
- (4) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

【解説】

この条では、社会的、経済的だけでなく、身体的、精神的な内容も含め、子どもの置かれた状況に応じて、子どもが一人の人間として生き、成長をしていくにあたっての必要な支援を受ける権利を保障するものです。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

【解説】

この章では、前章に掲げた子どもの権利を保障するために必要な基本的な事項を、子どもが生活している3つの場、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域に即して規定しています。

(子どもの生活の場での権利の保障)

第11条 子どもは、あらゆる生活の場において権利が保障され、大人の愛情と理解をもって育まなければならない。

【解説】

子どもは、権利の主体であるとともに、大人の支援が必要な存在です。子どもの権利は、あらゆる場において保障されます。

(虐待等の禁止)

第12条 虐待等は、子どもの人格を否定する行為であり、いかなる場でも行ってはなりません。

【解説】

この条例文の虐待等とは、虐待及び体罰をいいます。

(家庭での権利の保障)

第13条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければならない。
- 3 保護者は、子どもを養育するにあたって、市から必要な支援を受けることができます。

【解説】

ここでは、家庭における子どもの権利保障について、保護者の役割を述べています。

第3条第2項で触れたとおり、保護者はその養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者であるとされています。

しかしながら、児童虐待などの痛ましい事件が全国的に頻繁に発生していることから、保護者が責任を十分に果たせていないこともありますので、市から子どもの養育にあたって支援を受けることができるとしています。

(育ち・学ぶ施設での権利の保障)

第14条 子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な場である育ち・学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導をしなけ

ればなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの様々な権利が保障されるよう努めなければなりません。
- 3 学校においては、人権教育及び子どもの権利について学ぶ機会を設けます。
- 4 体罰は、権利の侵害であり、行ってはなりません。

【解説】

ここでは、育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障について、関係者が担うべき役割を述べています。

子どもにとって、学校や幼稚園・保育園などの施設で過ごす時間は、家庭に次いで長いものであり、施設関係者は子どもの権利保障に際し重要な役割を果たすべきであると考えられます。

(地域での権利の保障)

第 15 条 市民は、地域において子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるように支援します。

- 2 市民は、地域において子どもを育てるという意識をもち、身近にいる子どもに関心をもち、見守り働きかけをするよう努めます。また、必要に応じて子育て家庭を支援し、関係機関への連絡、相談をします。
- 3 市民は、子どもが安心して生活できるような地域づくりをめざし、登下校の安全確保に協力し、子どもにとって有害な出版物、画像等から守るように努めます。
- 4 市民は、子どもが地域の一員として、地域活動に主体的に参画できるよう努めます。

【解説】

第 13 条で述べた家庭及び第 14 条で述べた育ち・学ぶ施設の 2 つを包み込む存在である地域において、市民が子どもの権利保障に対して担うべき役割を述べています。子どもにとって地域は、その成長とともに変化していくものです。また、地域が広がっていくことで、自ずと人間関係も広がりを見せていきます。市民は、子どもが健やかに成長できるような環境づくりに努める必要があります。

第 4 章 子どもの参加のしくみ

【解説】

子どもは、単に保護される受け身的な存在ではなく、社会に参加し、社会を担っていく存在でもあります。第 9 条において、意見表明や参加する権利について述べていますが、本章では、その権利を保障するにあたって、子どもにかかわる関係者が行っていくべきことを掲げています。

(子どもの参加等の促進)

第 16 条 市は、まちづくり及び市の施策について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

- 2 施設関係者は、施設の行事・運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。
- 3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けます。

【解説】

この条では、子どもがあらゆる場で、意見を表明し、参加できることを規定しています。

(子ども会議)

第 17 条 市長は、前条に規定する子どもが意見を表明し参加する場として北広島市子ども会議（以下、「子ども会議」といいます。）を設置し、必要に応じて開催します。

2 子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市長に提出することができます。

【解説】

この条は、第 16 条で述べている、まちづくり・市の施策、施設の行事・運営等、地域の文化・スポーツ活動等について子どもが意見表明する場として子ども会議を設置し、市長に意見を提出できるよう規定しています。

（子どもの視点に立った情報発信等）

第 18 条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関わる施策、取り組み等について分かりやすい情報発信等に努めます。

【解説】

子どもの関係者は、子どもが意見表明し参加できるよう周知・啓発することに努めます。

第 5 章 相談及び救済

【解説】

この章では、子どもの権利の保障を実効あるものにするため、子どもの権利を侵害したり、その恐れがある場合に、相談でき、内容によっては救済を講じる相談・救済機関を置くことを規定しています。

（救済委員の設置及び役割）

第 19 条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速な相談・救済を図るために、第三者機関「北広島市子どもの権利救済委員（以下、「救済委員」といいます。）をもうけます。

2 救済委員の役割は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関わる救済の申し立てを受けて、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。なお、救済の申し立てがない場合、救済委員の合議により、調査、調整、勧告、是正要請をすること。
- (3) 前号の勧告、是正要請を受けて、とられた措置の報告を求めること。

3 救済委員は、必要に応じ、前項第 2 号の勧告、是正要請、同項第 3 号の措置の報告を公表することができます。

4 前項の公表を行うにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。

【解説】

子どもの権利侵害について、いつでも相談でき、救済すべく動くことができる、行政機関から独立した立場が尊重された第三者性を有した機関を設置することを規定しています。

第 2 項において、救済委員の役割を規定しています。相談を受け、救済や回復のために助言や支援をし、必要に応じて調査、調整、勧告、是正を行います。

勧告は、市の行政機関に対して、是正要請は市以外の機関や個人に行うものです。個人に向けてされるばかりでなく、機関に対して、子どもの権利侵害の救済に必要な制度の改善などの提言をすることも含みます。

相談：権利侵害の相談を受け、必要な助言や支援をする。

調査：個別救済について申し立てを受けて、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行います。なお、救済の申し立てがない場合、救済委員の合議により、調査を行います。

調整：申し立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんなどを行い、解決方法をいっしょに考えます。なお、救済の申し立てがない場合、救済委員の合議により、調整を行います。

調査・調整対象外：

- ①判決、採決等により確定した事案または係争中、審議中の事案
- ②議会に請願または陳情している事案
- ③調査及び調整の同意が得られないとき（ただし、子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員の合議により同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。）

勧告：市の機関に対し、調査・調整の結果、必要があると認めるときは、是正の措置を講ずるよう勧告するものです。

是正要請：道立学校や民間施設、個人など市の機関以外のものに対し、是正の措置を講ずるよう要請するものです。

（救済委員の定数、任期、責務等）

第20条 救済委員の定数は、3人とします。

- 2 救済委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する人のうちから市長が議会の同意を得て選任します。
- 3 救済委員の任期は3年とし、再任を妨げるものではありません。救済委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 4 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合、または、職務上の義務違反その他、明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、議会の同意をもって職をとくことができます。
- 5 救済委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
- 6 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。
- 7 保護者、施設関係者、市民は、救済委員の活動に対し協力するものとします。

【解説】

救済委員の定数・任期・責務について規定しています。

救済委員は、子どもの救済や回復に向けてより柔軟・迅速に対応できるよう、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者などが望まれます。またその職責から、「議会の同意」を得ることとしています。議会の同意を得ることが救済委員に中立性をもたせることができます。

（相談及び救済の申し立て）

第21条 市民は、子どもの権利の侵害について、救済委員に対し、相談及び救済の申し立てを行うことができます。

- 2 救済の申し立ては、文書または口頭でおこなうことができます。

【解説】

だれもが子どもの権利の侵害について相談・救済の申し立てをすることができることを規定しています。

(相談員)

第 22 条 救済委員の活動を補助するため、北広島市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し識見を有する人のうちから、市長が委嘱します。

3 第 20 条第 5 項の規定は、相談員について準用します。

【解説】

救済委員の活動を補助する相談員について規定しています。

第 6 章 市の施策

【解説】

この章では、子どもの権利を保障するために、総合的な推進計画の策定などについて規定しています。

(子どもの居場所)

第 23 条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係を作りあうことができる居場所が必要です。市は、子どもの居場所の確保と充実を図ります。

【解説】

第 15 条において、市民が子どもの居場所を確保し、充実し、支援していく必要性について述べています。ここではさらに、子どもの居場所に対する市の姿勢について述べています。ここでの「ありのままの自分であること」とは、自分勝手な行動を擁護する意味合いではなく、子どもが大人から既存の子ども像の型にはめられて判断され、扱われることなく、自分が自分としていられることを指します。

(子育て・子育て支援)

第 24 条 子どもの権利を保障するためには、保護者が安心して子育てができることが大切です。

2 市は、必要に応じて、経済的な支援や社会的な支援を行うものとします。

3 市は、子どもに関する相談に対し、速やかに対応します。

4 市は、子育てに関する情報の提供を行い、子育て市民活動を支援します。

【解説】

保護者の支援を通して、子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支えることが重要です。

(相談及び救済)

第 25 条 市は、子どもの権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために、関係機関や関係者と連絡をとり対応します。

【解説】

いじめや児童虐待など深刻な権利侵害により、悩み苦しんでいる子どもがいます。一行政機関だけの対応では困難であり、官民含めた関係機関（教育委員会、育ち・学ぶ施設、施設関係者を含む）との連携の仕組みをつくり、北広島市全体で子どもの権利を侵害する問題に対応する強い姿勢を明らかにしています。

(推進計画の作成)

第 26 条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定します。

2 推進計画の策定にあたっては、 北広島市子どもの権利検証委員会の意見を聴くものとします。

3 推進計画は、次に掲げる施策について定めるものとします。

- (1) 子どもの権利に関する情報の提供や啓発
- (2) 保護者への子どもの養育に関する支援
- (3) 育ち・学ぶ施設での子どもの権利に関する学習の推進
- (4) 子どもの社会参加の場の確保
- (5) 安全で文化的な環境の整備
- (6) 子どもの権利の侵害に対する相談、救済体制の整備及び支援
- (7) その他、前各号に定める以外の子どもの権利にかかわる施策

【解説】

子どもの権利の保障を推進するため、推進計画を市に義務づけたものです。市は、子どもの権利検証委員会の意見を取り入れ、関係部局等と協議し計画を策定します。

第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証

【解説】

条例が制定されたことのみで子どもの権利が保障されることはありません。大切なのは、条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつながっていくのかということです。

この章では、子どもの権利の保障状況や、子どもの権利に関する施策を検証し、市に提言する「北広島市子どもの権利検証委員会」について規定しています。

（子どもの権利検証委員会の設置）

第 27 条 市は、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために「北広島市子どもの権利検証委員会」（以下「検証委員会」といいます。）を設置します。

【解説】

子どもの権利検証委員会の設置規定です。

（検証委員会の組織等）

第 28 条 検証委員会は 10 人以内の委員で組織します。

- 2 検証委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有する人や公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。
- 3 検証委員の任期は 3 年とし、再任を妨げるものではありません。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 4 検証委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。

【解説】

検証委員の組織規定です。

（検証委員会の役割）

第 29 条 検証委員会は市長の諮問を受けて、また必要があるときは自らの判断で、次のことについ

て調査や審議をします。

(1) 子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること

(2) 子どもの権利の保障状況に関すること

2 検証委員会は前項の調査や審議にあたっては、市民から意見を求めることができます。

3 検証委員会は調査や審議の結果を市に報告します。

【解説】

前条を受けて、検証委員会が行う具体的な職務を掲げています。

施策の状況を報告された検証委員会は、子どもの権利の保障状況について審議を行います。

(報告の尊重と公表)

第 30 条 市は、検証委員会からの報告を尊重し、必要な措置をとります。

2 市は、前項の報告と措置の結果について速やかに公表しなければなりません。

【解説】

前条で掲げた調査・審議の結果について、検証委員会は報告書として取りまとめの上、市に報告します。

市がこの報告を尊重し必要な措置を講ずることにより、この条例は充実していくことになります。

市は、報告を速やかに公表し、措置の結果についても速やかに公表しなければなりません。

第 8 章 雑則

(雑則)

第 31 条 この条例の施行に必要な事柄は、市長が定めます。

【解説】

「この条例の施行に必要な事柄」とは、条例に基づいて施策を行うにあたって必要であるが、条例に定められていない細かな事項を指します。

附 則

この条例は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。

【解説】

附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を定めています。